

第1回浜松市立北部中学校運営協議会

令和7年4月25日(金)

13:30～ 会議室

校訓 「切磋琢磨 文武両道」

学校教育目標 「自分自身を『かけがえのない存在』であると思える生徒の育成」

開会 開催要件(委員の過半数の出席)確認 <司会:井口、記録:平松>

1 会長あいさつ

2 校長あいさつ

3 新規委員任命書の交付 (机上傳達)

4 自己紹介

5 浜松市教育委員会から

6 前回会議録、令和6年度協議会自己評価の確認

7 議長の選出(出席した委員の中から互選)

8 熟議 <議長: >

(1) 学校運営の基本方針について(校長説明→質疑・応答→熟議→承認)

(2) いじめ防止等のための基本的な方針について

(3) 夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について(教頭)

(4) 2年生 未来授業・勤労体験学習について 3年生 生き方指導について(進路に向けて)

9 報告

10 今後の予定と連絡

6/ 6 (金)	未来授業 13:20～(予定)
10/ 1 (水)	合唱練習見学 ～3日(金)
10/ 9 (木)	緑翔祭(サーラ音楽ホール)
10/23 (木)	体育大会練習見学 ～28日(火)
10/31 (金)	校内体育大会(予備日:11月4日(火))
11/17 (月)	第2回 学校運営協議会 14:00～(予定)
11/26 (水)	夢講演会 13:20～(予定)
2/ 6 (金)	第3回 学校運営協議会 14:00～(予定)
3/18 (水)	卒業式



令和7年度 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

会長	えんどう 遠藤	よしかず 喜和
副会長	さの 佐野	こうすけ 孝輔
委員	たにぐち 谷口	さちこ 幸子
委員	たかぎ 高木	さゆり 早由里
委員	いしざか 石坂	まさよし 昌義
委員	あんどう 安藤	ななえ 菜苗
委員	まつやま 松山	よしのり 佳典

学校支援コーディネーター	わたなべ 渡邊	かおる 薫
--------------	------------	----------

学校

校長	わたなべ 渡辺	ひろゆき 博幸
教頭	いぐち 井口	たかみつ 崇光
C S 担当教職員	ひらまつ 平松	みつひろ 光宏
C S ディレクター		

浜松市教育委員会

教育総務課	まきの 牧野	ともこ 知子	かとう 加藤	だいすけ 大輔
-------	-----------	-----------	-----------	------------

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第3回 北部中学校運営協議会 会議録 (要点記録)

1. 開催日時 令和7年2月7日(金) 14時00分から15時00分
2. 開催場所 北部中学校 応接室
3. 出席委員 石坂 昌義 谷口幸子 高木早由里
4. 欠席委員 平間 一彦 遠藤 喜和 佐野孝輔
5. 学校支援コーディネーター 渡邊 薫
6. 学校 渡辺 博幸(校長) 村松 還(教頭) 鈴木 寛之(教務主任)
鈴木 千佳(CSディレクター)
7. 傍聴者 1名(次期 文丘町会長)
8. 会議録作成者 鈴木 千佳(CSディレクター)
9. 協議事項
 - (1) 学校関係者評価について(来年度の方策について)
 - ・学校の自己評価の説明(「いじめ防止等のための基本方針について」含む、別紙)
 - (2) 学校運営協議会の自己評価

12. 会議記録

(1) 学校関係者評価について

・学校自己評価の説明

教頭の指示により、教務主任から別紙資料に基づき今年度の学校評価アンケートの結果・分析結果・改善方策等についての説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・自身の子供が北部中に通っているが、親としてこれまでにいじめを感じたことはなく、学校に対する不満や意見は特に思いつかない。先生方はよく努力してくださっていて、生徒目線で導いてくれているように思う。(石坂委員)
- ・今の中学生は、ほとんどの生徒が携帯電話を持っているのかなと思う。携帯電話を持っているがゆえの問題もあるのでは。親が見えない、気付かないところでのいじめの心配もある。表現できない子に気づける親や先生の目線があるといいと思う。(谷口委員)
- ・緑翔祭・体育祭の2大行事はとても活気があり、コロナ後においてまた北中の良さが出てきたように思う。
いじめに関しては昔よりさらに先生方の目が敏感になり、すぐに対応してくれていると感じた。昔と比べて先生方がすごく子供たちに寄り

添っているように思う。より良い学校になっていると感じるアンケート結果だった。(高木委員)

- ・なかなか親の目にはわからないところはあるが、(校内にいて感じることは)先生方が子供たちに本当によく声をかけており、今の北部中はとてもうまく回っているように思う。(CS コーディネーター)

(2) 学校運営協議会自己評価

各委員より提出された自己評価表の意見をまとめる形で北部中学校運営協議会の総意とした。

(令和6年度 学校運営協議会自己評価表 参照)

・ 報告

CS コーディネーターより以下の報告があった

- ・ 城北図書館にて掲示される図書委員作成の POP について

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立北部中学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

北部中の子供たちがよりよい学校生活が送れ、少しでも役に立つことができるようになることを目的に、自分自身の視野を広げながら生徒に寄り添う教育が進むよう、よりよい熟議を行っていけるよう努めていきたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

教育目標として「自分自身をかけがえない存在であると思える生徒の育成」をあげ、まずは自分のよさに気がつくこと、学校側は一人一人のよさやらしさに目を向け気づかせ、伸ばしていくサポートをしていくとのことで、どのように目標にせまっていけるのか熟議した。校長の説明への疑問などを遠慮なく質問することから、充実した熟議につながられた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

学校経営の重点「生徒主体の学校行事・部活動」について、今後の部活動の方針や、キャリア教育とかかわりの深い未来授業・勤労体験学習・生き方指導にそれぞれの立場での協力について充実した熟議ができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

必要な情報発信はできていると認識している。今後も引き続き、委員としての情報発信にも努めていきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

委員どうしの意見交換をする事により視野を広げ、北部中学校の生徒がよりよい学校生活が送れ、より充実した教育活動ができるよう、子供たちの成長に視点を当てた熟議を行っていけるよう努めていきたい。

1 第4次浜松市教育総合計画（令和7年度～16年度）より

○目指すこどもの姿

- ・自分らしさを大切にすること
- ・他者と協働し、主体的に行動できること
- ・自己調整しながら、粘り強く取り組むこと

○目指す教職員の姿

- ・こどもの自分らしさを受け止める教職員
- ・愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- ・専門性と指導力を磨き続ける教職員

2 本校の特色・伝統等

- ・1947年4月1日開校（79年目）。2012年度に新校舎完成。
- ・浜松市中心部の住宅地にあり、近隣には静岡大、浜松学院大、浜松北高、浜松市立高、浜松商業高、城北図書館等がある文教地区。サラリーマンのほか、自衛隊関係者が多く見られる。
- ・地域、保護者の学校への関心や期待は高く、協力的な方が多い。現在、学校全体としては落ち着いており、多くの生徒が授業や部活動、学校行事等に前向きに取り組んでいる。
- ・過去には生徒指導に苦慮していた。現在も、家庭環境的に課題を抱えている生徒や、発達特性が強い生徒、人間関係づくりが苦手な生徒も一定数見られる。保護者対応を含め、丁寧な教育活動が必要である。
- ・1年生の春に25kmを歩く三ヶ日自然体験学習は伝統行事となっている。2年生の野外活動を令和5年度より開始した（令和5年度は焼津、6年度は美浜、7年度は御殿場）。3年生の修学旅行は、道東を訪れ北方領土学習を行っていたが、新型コロナの影響により中止した（令和6、7年度は京都・奈良方面。8年度は広島・京都方面）。

3 学校経営の基本的な考え方

かつて問題行動が多発し生徒指導に苦慮した時期を乗り越え、現在は落ち着いた雰囲気の中で教育活動が行われている。どのようにして学校全体の落ち着きを取り戻してきたのか。

当然のことながら、特効薬があったわけではない。諸先輩方が地道な努力を粘り強く続けたからこそ、現在の北部中があることを肝に銘じなくてはならない。毎日の1時間1時間の授業を大切にし、時には歯を食いしばって日々生徒指導を積み重ね、さらに、部活動や学校行事に一生懸命取り組んだ

こと。決して力で抑え込もうとしたわけではなく、生徒に自己肯定感、自己有用感を味わわせるためにはどうしたらよいのかと考え続けたこと。生徒の思いに耳を傾け、困り感に寄り添い、確かな信頼関係を築いたことである。

保護者対応にも同様のことが言える。学校への要望は「困っている」「助けてほしい」気持ちの表れとも考えられる。短絡的にクレームと捉えて対決姿勢を示したり、逆に怖がったりすることなく、冷静かつ丁寧に対応したい。生徒への関わりと同様、保護者の思いに寄り添うことができる教職員でありたい。また、特に対応の難しい生徒・保護者こそ、普段からの関係づくり、多くの職員で関われる関係づくりに努めたい。

一方で、最近の傾向として、レジリエンス（困難に直面したときにうまく適応する能力）の育成が課題としてクローズアップされている。昨今、学習の遅れや人間関係トラブルなど、困難に直面すると、その状況を責任転嫁したり、簡単に逃げ出してしまったりするケースも少なくない。このような実態を踏まえ、どうしたら粘り強く困難に立ち向かい、乗り越えて達成感を味わい、「自信」や「強さ」「しなやかさ」を身に付けさせ、成長させることができるだろうか。

生徒に「苦しい時にこそ頑張る力」を身に付けさせることは、我々教職員にとって大きな役割の1つである。もちろん、一律に叱咤激励するだけでは生徒の心にも保護者の心にも響かないことが多い。逆によかれと思った指導が大きなトラブルを生み出してしまうこともある。大切なことは、相手（生徒、保護者）のことをよく知り、状況を見極めることである。家庭環境はもちろん、生育歴や人柄、友人関係、得意なこと・不得意なことなど、どれだけ相手のことを知っていて、どれだけ冷静に状況を見極めることができるか。そして、築き上げた信頼関係を土台として、教職員一人一人の持ち味を生かしつつ、チームとして、その生徒・その保護者に合った対応をしていくことが大切である。生徒・保護者の思いに寄り添うことが大切なのはもちろんだが、必要なときには愛情を持って叱り、生徒一人一人に「頑張ろう」というメッセージを送ることができる教職員でありたい。

最後に、「笑顔の連鎖」について触れたい。「教職員の笑顔 → 生徒の笑顔 → 保護者の笑顔 → 地域の笑顔」である。まずは、教職員が笑顔で働ける職場であることが大切である。我々教職員にも得意なこと、不得意なことがある。お互いにフォローし合い、高め合い、競い合える関係づくりをしたい。「チーム北部中」「チーム学年」として一丸となり、生徒一人一人の健やかな成長のために結束できる集団でありたい。

そのためにも、平時の勤務習慣は心身ともにゆとりがあるものにしたい。日常、生徒と直接に関わる教職員が元気でいられることが極めて大切だからである。そして、生徒や保護者に困り感が見られるときにこそそれを支え、安心感や成長実感を与えてあげられるような職員集団でありたい。

4 校訓・学校教育目標

- ・校訓 「切磋琢磨 文武両道」
- ・学校教育目標 「自分自身を『かけがえのない存在』である
と思える生徒の育成」

《 学校教育目標について 》

自分自身を「かけがえのない存在」であると思えるには、まず「自分の良さ」「自分らしさ」に気づくことが必要である。自分にはこんな良さやらしさがあり、それを伸ばそうとする意欲こそが「生きる力」や「学びへの意欲」になる。私たちは、生徒一人一人の良さやらしさに目を向け、そこに気づかせ、伸ばしていくサポートをしたい。

5 学校経営の重点

① 授業の充実

- ・土台となる集団としての学習規律
- ・どの子にも驚きや発見、成長実感が得られる授業づくり
- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業づくり

② 愛情あふれる生徒指導

- ・土台となる信頼関係、生徒理解（家庭環境、生育歴、人柄 等）
- ・迅速な情報共有、組織的対応。信頼されるいじめ対応
- ・生徒や保護者の思い、困り感に寄り添った生徒指導

③ 生徒が一生懸命に取り組む学校行事、部活動

- ・仲間との絆・感動の体験
- ・困難に立ち向かおう、苦しい時こそ頑張ろうという力の育成
- ・集団における個の在り方、個を結集した集団の力 を学ぶ場

④ キャリア教育の深化、充実

- ・将来の夢、希望、志を育む
- ・「社会に出て通用する人に育てたい」教職員の願い
- ・「社会に出て通用する人になりたい」生徒・保護者の願い

6 本年度の課題として

- ・不登校の未然防止、不登校生徒への対応
- ・部活動の見直し（下校時刻の適正化、運営方針の改定、数）
- ・校則の見直し（靴、靴下、防寒具等）
- ・PTA改革（加入率低下への対応、会費の使途、活動の在り方）

○改修工事のため

- ・武道場・プール使用禁止（R7. 11月～R8. 6月中旬）
- ・体育館使用禁止（R8. 8月～R9. 1月）

校訓：切磋琢磨・文武両道

学校教育目標：自分自身を「かけがえのない存在」であると思える生徒の育成

学校経営における3つの柱

豊かな感性

確かな学力

健やかな心身

「自己肯定感・自己有用感」
を育てる指導

「予測できない未来に対応できる学力」
を身に付ける指導

「健全なる精神」と「健全なる身体」
を育てることを意識した指導

1 生き方教育の推進

- ・他を思いやる心、困難に立ち向かう心、自分の非を素直に認める心など、生徒の心を育む道德教育の充実
- ・読書活動の活性化
- ・いじめ撲滅を意識した語りかけ
- ・キャリアパスポートの活用

2 時代に合った学校行事・部活動の推進

- ・2大行事(緑翔祭・体育大会)の充実
- ・仲間との絆を深め、生き方の視野を広げる宿泊行事
- ・縦割り活動(各種コンテストの実施)
- ・仲間とともに粘り強く頑張る部活動

3 支援を要する生徒の理解、個に応じた教育の推進

- ・校内まなびの教室の活用
- ・みどり学級と通常学級の交流

1 学習指導要領に沿った各教科の指導方法と評価

- ・確かな単元構想に基づいた授業
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両立を目指す授業
- ・主体的・対話的で深い学びを実現する授業(生徒が能動的に取り組む学習の推進)
- ・ICTの有効活用
- ・定着度調査と課題解決診断調査の実施
- ・アウトプットの機会を増やす取組

2 学習習慣の定着

- ・意欲化を図る指導の工夫(どの生徒も成長実感を感じられる授業づくり)
- ・適切な課題の提供、提出

1 基本的生活習慣の確立

- ・時を守り、場を清め、礼を正す
- ・笑顔であいさつ
- ・素直に「ありがとう」「ごめんなさい」

2 健康な体づくり

- ・体育活動の充実
- ・意欲化を図る指導の工夫
- ・保健指導
- ・レジリエンスの育成
- ・要治療生徒への指導
- ・感染症対策指導
- ・食育指導
- ・不登校、欠席生徒への丁寧な関わり
- ・SC、SSWとの連携

3 安全教育の推進

- ・生命尊重(命の講話)
- ・避難訓練の継続と改善
- ・交通安全、校内安全意識の向上

～ 未来創造への人づくり ～ キャリア教育を核とした教育活動

～ 市民協働による人づくり ～ 地域・保護者とともにある学校

教職員

教育に携わっているという熱い思い・愛情・専門性を土台として、思いやりの心を持ち、お互いを認め、助け合って何事にも取り組む職員集団(チーム北部)

協力

地域・保護者

- ・北部中学校区の連携(小・中の連携)
- ・地域の教育力を生かした教育活動推進(コミュニティ・スクールを活用し、キャリア教育を推進する)

学校運営協議会 年間計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和7年 4月25日 金曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認 (2)いじめ防止等のための基本方針について (3)夢育やらまいかCS加算分についての意見書について	
2	令和7年 11月17日 月曜日 14:00～16:00 会議室	熟議テーマ (1)生徒の実態とキャリア教育の在り方	
3	令和8年 2月6日 金曜日 14:00～16:00 会議室	熟議テーマ (1)学校関係者評価について 学校の自己評価(結果、分析・考察、改善方策等) の 説明 ⇒ 改善方策について熟議(この結果を学校 関係者評価として提出)⇒協議会終了後、見直し⇒公 表⇒次年度へ反映 (2)次年度学校運営の基本方針について説明 (3)学校運営協議会の自己評価 (4)夢育やらまいかCS加算分の報告	

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1 火	部活動なし	1 木	1年部活動本入部開始 午後火曜日課	1 日		1 火	2年思春期教室第一希望④ 生徒協議会	1 金		1 月	始業式 部活動なし
2 水	部活動午前なし	2 金	①②火曜、③④木曜、⑤⑥金曜日課 尿検査1次	2 月		2 水	交通安全教室⑥	2 土		2 火	第1回3年県学力調査 1,2年定着度調査技能教科①②③午前テスト日課 6校時なし 給食開始 部活動なし
3 木	部活動午前なし	3 土	憲法記念日	3 火	内科検診(1年)13:20	3 木	学年専門委員会	3 日	東海総体 ~8/10まで	3 水	短縮日課 午後家庭学習
4 金	部活動午前なし	4 日	みどりの日	4 水	短縮日課 午後家庭学習	4 金		4 月		4 木	県学調予備日
5 土		5 月	こどもの日	5 木	生徒協議会 歯科検診(全学年)8:15	5 土	中体連浜松地区夏季大会 水泳西部地区予選会	5 火		5 金	
6 日		6 火	振替休日	6 金	2年未来授業⑤⑥ 学年専門委員会 教育実習終了	6 日	中体連浜松地区夏季大会 水泳西部地区予選会	6 水		6 土	水泳浜松地区新人大会
7 月		7 水	午前火曜日課	7 土	陸上西部地区予選会	7 月	薬学講座⑤	7 木		7 日	水泳浜松地区新人大会(予備)
8 火	新式始業式(午前) 入学式	8 木	③④金曜日課	8 日	陸上西部地区予選会	8 火	1,2年課題解決診断調査①②③ テスト日課	8 金		8 月	学校保健週間~13日まで 学校保健委員会⑤
9 水	個人写真撮影・対面式・全校オリ「I」 部活動なし	9 金		9 月	尿検査3次	9 水	生徒会立会演説会⑥	9 土		9 火	生徒協議会
10 木	稲刈開始 身体測定(1,2,3) 全校オリ「II」 防災訓練 部活動継続届提出 部活動見学1	10 土	救急蘇生講座13:30~16:15 (緑武館)	10 火	命の講話④ 部活動なし	10 木	三者面談・短縮特5日課	10 日		10 水	学年専門委員会
11 金	学年運営 短縮日課 部活動見学2	11 日		11 水	部活動なし	11 金	三者面談・短縮特5日課	11 月	山の日	11 木	
12 土		12 月	午前水曜日課	12 木	第1回定着度調査3年①~④ 1,2年①~③までテスト日課 午後家庭学習 部活動なし	12 土	中体連浜松地区夏季大会	12 火	学校閉庁日	12 金	
13 日		13 火	2年野外活動(御殿場国立中央青少年交流の家)	13 金	第1回定着度調査1,2年①② 3年は①~④午前テスト日課 夏季大会選手壮行会⑤	13 日	中体連浜松地区夏季大会	13 水	学校閉庁日	13 土	陸上浜松地区新人大会
14 月	短縮日課 8:20~任命式(体育館)⇒①生徒総会	14 水	3年課題解決診断調査①②③ テスト日課 2年野外活動(御殿場国立中央青少年交流の家) 部活動なし	14 土		14 月	三者面談・短縮特5日課	14 木	学校閉庁日	14 日	陸上浜松地区新人大会(予備)
15 火	短縮日課 3年みどり修学旅行	15 木	生徒協議会	15 日		15 火	三者面談・短縮特5日課	15 金	学校閉庁日	15 月	敬老の日
16 水	部活動見学3 3年みどり修学旅行	16 金	短縮日課 部活動保護者会⑥	16 月		16 水	三者面談・短縮特5日課	16 土		16 火	
17 木	1年仮入部届提出・本入部届配布 3年みどり修学旅行 清掃15分間	17 土		17 火	2年思春期教室第三希望	17 木	三者面談・短縮特5日課	17 日	全国総体(九州ブロック) ~8/25まで	17 水	午前月曜日課 新人戦選手壮行会⑥(リモート)
18 金	1年部活動仮入部I PTA2,3年学級委員選出18:30	18 日		18 水	3年高校講座⑤⑥ 部活動なし	18 金	1学期給食終了 午後終業式・清掃・学活	18 月		18 土	
19 土		19 月	教育実習開始~6/6 縦割り集団結団式⑤	19 木		19 土	陸上県総体	19 火		19 金	いじめアンケート配布
20 日		20 火	2年生生き方講座④ 内科検診(3年・みどり)13:20 学年専門委員会 尿検査2次	20 金		20 日	陸上県総体	20 水		20 土	浜松地区新人大会
21 月	個人写真再撮影(昼休み)	21 水	短縮日課 午後家庭学習 耳鼻科検診(1年)9:00	21 土	中体連浜松地区夏季大会	21 月	海の日	21 木		21 日	浜松地区新人大会
22 火	1年みどり三ヶ日自然体験学習 3年県学力・学習状況調査(教科に関する調査)⑤⑥ 清掃15分間	22 木	学級運営委員会	22 日	中体連浜松地区夏季大会	22 火	全学年補充学習予定日(三者面談予備日)	22 金		22 月	
23 水	1年みどり三ヶ日自然体験学習 3年県学力・学習状況調査(理科・生活実習)⑦ 部活動なし	23 金		23 月		23 水	全学年補充学習予定日(三者面談予備日)	23 土		23 火	秋分の日
24 木	1年部活動仮入部II 学年専門委員会	24 土	吹奏楽部ブロンズコンサート15:00	24 火	2年思春期教室第二希望	24 木	県総体 ~8/1まで 全学年補充学習予定日(三者面談予備日)	24 日		24 水	
25 金	第1回学校運営協議会・授業参観日 午前短縮日課 ⑤水曜日課 2年野外活動説明会 1年部活動仮入部III	25 日		25 水	学校徴収金振替日	25 金		25 月	学校徴収金振替日	25 土	
26 土		26 月	学校徴収金振替日	26 木		26 土	陸上浜松地区夏季大会	26 火		26 金	いじめアンケート回収
27 日		27 火	内科検診(2年)13:20	27 金		27 日	陸上浜松地区夏季大会(予備)	27 水		27 土	浜松地区新人大会
28 月	①~③火曜日課、④⑤水曜日課 9:00~全学年眼科検診	28 水	短縮日課 午後家庭学習	28 土	中体連浜松地区夏季大会	28 月		28 木		28 日	浜松地区新人大会
29 火	昭和の日	29 木		29 日	中体連浜松地区夏季大会	29 火		29 金		29 月	
30 水	部活動なし 本入部届提出完了 1年心電図検査13:30	30 金	健全育成会企画委員会	30 月		30 水		30 土		30 火	
		31 土				31 木		31 日			

授業日数

16日	20日	21日	14日	0日	20日
1学期 71日(給食69回)			14	2学期 75日(給食71回)	

令和7年度 行事予定
(今後変更も考えられます)

2025.4.8 現在 家庭配布用

10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 後期開始 任命式 生徒総会⑥ 水	1 土	1 月	1 元日 学校閉庁日 木	1 日	1 日
2 生徒協議会 木	2 日	2 生徒協議会 火	2 学校閉庁日 金	2 月	2 生徒総会⑤ 月
3 学年専門委員会 金	3 文化の日 県駅伝大会 月	3 3年進路説明会⑤⑥ 水	3 学校閉庁日 土	3 私立高校入試 全中スキー大会(～6日) 火	3 木曜日課 火
4 浜松地区新人大会 西部駅伝大会 土	4 校内体育大会予備日 午後水曜日課 表彰集会・体育大会振り返り⑥ 火	4 木	4 学校閉庁日 日	4 私立高校入試 新入生説明会 水	4 公立高校入学試験 金曜日課 水
5 浜松地区新人大会 西部駅伝大会(予備) 日	5 水	5 学年専門委員会 金	5 月	5 木	5 公立高校入学試験 火曜日課 木
6 月	6 生徒協議会 午後木曜日課 木	6 土	6 始業式(午後から登校) 火	6 第3回学校運営協議会 2年生芸術鑑賞(13:30浜北文化センター) 金	6 3年生を送る会⑤⑥ 水曜日課 金
7 緑翔祭りハーサル 短縮日課 ⑥火曜日課 清掃なし 火	7 学年専門委員会 金	7 日	7 給食開始 水	7 土	7 土
8 清掃あり 水	8 土	8 月	8 1,2年県学調 3年実力テスト日課 部活動なし 6校時なし 清掃なし 木	8 日	8 日
9 緑翔祭(サーラ音楽ホール) 木	9 県駅伝大会(予備) 日	9 1,2年課題解決診断調査①②③ テスト日課 火	9 清掃あり 金	9 ⑤水曜日課 月	9 希望三者面談 短縮特5日課 月
10 緑翔祭振り返り⑥ 駅伝壮行会(帰りの会延長) 短縮日課 金	10 午後授業なし 月	10 水	10 土	10 部活動なし 火	10 1,2年卒業式歌練習④ 短縮特5日課 希望三者面談 公立高校追検査 火
11 浜松地区新人大会 土	11 第2回定着度調査3年技能教科①③ 北部中学校校区青少年健全育成会1人1人にいい声かけDAY 部活動なし 火	11 三者面談・短縮特5日課 木	11 日	11 建国記念の日 水	11 短縮特5日課 水
12 浜松地区新人大会 日	12 部活動なし 水	12 三者面談・短縮特5日課 金	12 成人の日 月	12 1,2年第3回定着度調査①～④ 3年実力テスト①～③ テスト日課 午後家庭学習 部活動なし 木	12 短縮特5日課 卒業式全体練習①② 木
13 スポーツの日 月	13 部活動なし 木	13 全国駅伝大会 土	13 火	13 1,2年第3回定着度調査①～④ 3年実力テスト①② テスト日課 私立高校合格発表 金	13 短縮特5日課 公立合格発表 金
14 情報モラル講座④ 専門委員会(体育大会準備のための) 火	14 テスト日課 第2回定着度調査全学年①～⑤ 部活動なし いじめアンケート配布 金	14 全国駅伝大会 日	14 グリーンショップ(～16日) 水	14 土	14 土
15 水	15 土	15 三者面談・短縮特5日課 月	15 木	15 日	15 日
16 3年課題解決診断調査①②③ テスト日課 木	16 日	16 三者面談・短縮特5日課 火	16 金	16 月	16 給食終了 月
17 金	17 第2回学校運営協議会 制服リユース販売会 月	17 三者面談・短縮特5日課 水	17 土	17 公立願書受付開始(～19日) 私立高校再募集A受付(～19日) 学級運営委員会 火	17 卒業式練習準備 公立再募集受付(～18日) 火
18 土	18 火	18 三者面談・短縮特5日課 木	18 日	18 部活動なし 水	18 卒業式(午前) 水
19 日	19 学級運営委員会 水	19 2学期給食終了 午後終業式・清掃・学活 金	19 1・2年生授業参観日 月	19 生徒協議会 木	19 ①修了式 ②③学級活動 木
20 1年貧血検査希望者14:45 月	20 2年みどり勤労体験 1,3年生普通授業 木	20 土	20 火	20 発達支援学級卒業激励会 私立高校再募集A受付 金	20 育分の日 金
21 2年みどり勤労体験 1年生福祉体験 火	21 金	21 日	21 部活動なし 水	21 土	21 土
22 水	22 土	22 月	22 生徒協議会 木	22 日	22 日
23 体育大会応援練習Ⅰ 短縮日課 木	23 勤労感謝の日 火	23 学年専門委員会 金	23 月	23 天皇誕生日 月	23 公立再募集試験 月
24 体育大会応援練習Ⅱ 短縮日課 金	24 振替休日 水	24 木	24 土	24 火	24 火
25 浜松地区駅伝大会 土	25 いじめアンケート回収 学校徴収金振替日 火	25 木	25 日	25 公立志願変更(～26日) 午前月曜日課 水	25 公立再募集合格発表 水
26 浜松地区駅伝大会予備日 日	26 千原不曜日課 夢講演会(企業代表による講演会)(株)システック:梶村一成様⑥ 水	26 金	26 月	26 みどり校外活動 木	26 離任式 木
27 体育大会応援練習Ⅲ 短縮日課 月	27 第2回3年県学調 2年市学調(国数英) テスト日課 6校時なし 部活動なし 清掃なし 木	27 土	27 火	27 学年専門委員会 金	27 金
28 体育大会応援練習Ⅳ 短縮日課 火	28 清掃あり 金	28 学校閉庁日 日	28 水	28 土	28 土
29 短縮日課 午後家庭学習 水	29 月	29 学校閉庁日 月	29 木	29 日	29 日
30 体育大会総練習・応援練習Ⅴ・準備 木	30 火	30 学校閉庁日 火	30 金	30 月	30 月
31 校内体育大会(雨天:11/4の日課) 金	31 水	31 学校閉庁日 水	31 土	31 火	31 火

22日

18日

15日

18日

18日

14日

2学期 75日(給食71回)

15

3学期 50日(給食46回)

<年間196日(186回)>

(様式1)

令和7年4月28日

浜松市立北部中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 安藤 菜苗 様

浜松市立北部中学校運営協議会
会長 遠藤 喜和

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年4月25日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① キャリア教育を推進し、子供たちが自分自身をかけがえのない存在であると思える教育を進めていく中で、子供のもの・こと・人を見つめる視野を広げるために、多様なものの見方・考え方・感じ方に触れる機会を設けるべきである。

⇒ 様々な立場や役割を担っている方々の経験をもとにした講演会を開催する。

- ② 子供たちに、本物の文化・芸術に触れる機会を設けるべきである。

⇒ 本校では、文化活動の成果を発表する行事として「緑翔祭」が位置づけられているため、合唱コンクールの審査を声楽家の方をお願いをしたり、プロの演奏家をお招きして演奏していただく機会を設けたりする。

令和7年度 学校運営協議会 座席表

ホワイトボード

	遠藤 喜和 会長	佐野 孝輔 副会長	
谷口 幸子 委員			高木 早由里 委員
石坂 昌義 委員			安藤 菜苗 委員
松山 佳典 委員			渡邊 薫 学校支援コーディネーター
校長 渡辺 博幸	教頭 井口 崇光	CSディレクター	CS担当 平松 光宏

教育委員会 総務課
教育委員会 総務課
生徒指導 河合 宏樹

出入口